

平成30年度決算に基づく市の財政健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、平成30年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

表1 平成30年度 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	- (-)	- (-)	0.2 (0.4)	- (-)
早期健全化基準	12.25 (12.26)	17.25 (17.26)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.0 (20.0)	30.0 (30.0)	35.0 (35.0)	

※ () は前年度数値。単位%

平成30年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率が「-」（数値なし）、実質公債費比率は前年度より

改善し0.2%となり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となっています（左上表1参照）。これらの数値が改善した主な要因は、標準財政規模（※）が増加したことなどが挙げられます。

※標準財政規模Ⅱ地方自治体の標準的な一般財源の規模を示す指標で、市税・普通交付税・臨時財政対策債などが含まれます。

(1) 実質赤字比率 実質赤字比率は、一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示しています。そのため、実質赤字額がない実質収支額が黒字である場合は「-」（数値なし）となります（下表2参照）。

早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、都知事に報告しなければなりません。また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、総務大臣に報告し

資金不足比率

表2 平成30年度 資金不足比率

	資金不足比率
東久留米市比率	- (-)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

※ () は前年度数値。単位%

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、都知事に報告しなければなりません。

(2) 連結実質赤字比率 連結実質赤字比率は、一般会計等のほか、公営事業全会計、公営企業会計の実質赤字額の合計の、標準財政規模に対する割合を示しています。この合計額が赤字とならない場合は、「-」（数値なし）となります。

(3) 実質公債費比率 実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務すべてに關係する償還額の標準財政規模に対する割合（過去3カ年平均）を示しています。

(4) 将来負担比率 将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示しています。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では、下水道事業特別会計が対象となっており、平成30年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「-」（数値なし）となっています（下表2参照）。



11月30日は「年金の日」です

11月30日は、「いい未来の語呂合わせで「年金の日」です。この日は、誕生日に送付している「ねんきん定

期便」や「ねんきんネット」を見て、今後の生活設計について考える機会となることを目的に制定されました。

「ねんきん定期便」は、保険料納付実績や年金見込額などを記載し、国民年金および厚生年金の加入者（被保険者）の方に毎年1回、誕生日に送付しています。

「ねんきんネット」は、インターネットから年金加入記録の照会はもちろん、各種通知書の確認や届出書の作成・年

金見込額の試算などでもできる便利なサービスです。利用にはユーザー登録が必要です。詳細は日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

さいわい福祉センターからのお知らせ

「就労移行支援事業」の利用者を募集します

【利用期間】訓練等給付の支給期間

【内容】就労に向けた訓練および支援

【対象】原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などの就労を希望し、採用が見込まれる方（障害福祉サービスの訓練等給付の支給決定を受けた方）

【定員】若干名

機能回復訓練の利用者を募集します

【利用期間】初回利用から6カ月間

【内容】運動療法個別指導

【定員】若干名

共通事項

申し込みと詳しくは、さいわい福祉センター ☎477・2711、ファクス（477・2750）へ。

補装具（車いす、下肢装具つえなど）の製作・修理の相談、使用練習▶整形外科医師相談

【対象】次の①～③のすべてに該当する方

①市内在住で15歳～64歳の方②介護保険サービスの利用対象でない方③医療行為を終え症状が安定し、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【定員】若干名

特定医療費(指定難病)受給者証の更新手続きについて

12月2日(月)は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期、介護保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行郵便局・コンビニでお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

【特定医療費(指定難病)受給者証】を所持の方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から直接郵送されます。早めにご手続きを済ませてください。なお、有効期限を過ぎてし

東村山税務署からのお知らせ 青色・白色決算の説明会を開催します

【日時】12月6日(金) ▼不動産所得を有する方 午前10時～正午 ▼事業所得を有する方 午後1時半～4時

【会場】市役所7階701会議室 702会議室

【持ち物】筆記用具

【注意】駐車場は用意していません。車での来場は遠慮ください。

詳しくは東村山税務署個人課税第1部門指導担当 ☎042・394・6811（内線412）へ。

※自動音声案内に従い「2番」を選択してください。



相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先		
法律相談 (各日8人)	弁護士	11月28日(木)	4日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738		
		12月12日(木)	11日(水)					
不動産・相続・会社の登記等相談 (5人)	司法書士	11月26日(火)	4日(水)	午後1時から				
表示登記・土地の境界等相談 (4人)	土地家屋調査士			午前10時から				
相続・遺言・成年後見等手続き相談 (5人)	行政書士	12月5日(木)	11日(水)	午後1時から				
税務相談 (5人)	税理士	12月10日(火)	18日(水)	午後1時半から				
人権・身の上相談 (4人)	人権擁護委員	12月12日(木)	18日(水)	午後1時半から				
不動産取引相談 (5人)	宅地建物取引士	11月28日(木)	5日(木)	午後1時から				
交通事故相談 (5人)	弁護士			午前10時から				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談 (4人)	社会保険労務士	12月19日(木)	25日(水)	午前10時から				
女性の悩みごと相談 (各日3人)	女性カウンセラー	11月20日(水)	2日(月)	午前10時～午後1時			市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
		12月4日(水)	16日(月)	午後1時半～4時半				
女性弁護士による法律相談 (3人)	女性弁護士	11月22日(金)	6日(金)	午前9時半～午後0時半				
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577		

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	6日(金)	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時～午後5時	児童青少年課 (市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	13日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	11日(水)			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	※直接会場へ。
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	
住宅増改築相談	12日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日		生活文化課 (市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	12月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課 (市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741